

改革には政権交代が前提！！

平成維新を実現する都民の会代表 治田桂四郎

会の名称を「生活者主権の会」にするかしないかをハガキにより賛否をとり、賛成が賛成と反対の合計の3分の2以上なら、する事になり、未満なら、今まで通りという事になります。12月号にルールの説明が、記載されていますので、よく読んで、よく考えて、ハガキを小枝さん宛てに早めに出して頂きたいと思います。

さて、本題ですが、野党代表格の菅直人さんは、先日新聞（読売）で年末の臨時国会では、政権交代のチャンスをつくると言っていました。私は、それに期待するものです。従って、同時に、会の第一方針でもあるKANプロジェクトの支援活動を更に強化したいと思います。会員の皆様の協力を切にお

願いたします。小俣特別委員長と杉原副委員長と相談して、毎日曜日のピラ配りは、続けたいと思っています。

又、上記と大いに関連致します来春の統一地方選に向けての首長や議員の推薦や推薦後の具体的な支援活動にも全力投球したいと思います。これにつきましても会員の皆様の物心両面の絶大なる支援をお願いいたします。

本年は、いろいろとご支援ありがとうございました。特に、小川敏夫さん、ながつま昭さんのご支援ありがとうございました。

会員の皆様には、よい年を迎えられます様、心より祈念致します。

本会の名称を「生活者主権の会」と変更する旨の「会則変更案」が運営会議から提案されました。

（注）10月5日の「運営会議」において「会名変更案」が、賛成6票・反対5票にて可決されました。

変更案

会則第一章（総則）第2条（名称）：
本会の名称は、生活者主権の会とする。

現会則：第一章（総則）第2条（名称）：本会は、平成維新を実現する都民の会（通称：平成維新東京）と称し、その活動拠点を東京に置く。

- 同封の返信用葉書に「賛成」または「反対」を○で囲み、12月31日までに送付下さい。
- なお本人確認のため、氏名は必ず「自署」して下さい。「自署」以外の氏名記述は無効とします。
- 今回の「会則変更」の「総会議決」は、以下の条項によって行なわれます。
 - 会則第九章（会則の変更、並びに解散）第44条（変更）：本会則は、総会において3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。
 - 運営細則6項2：責任者が構成員宛の書面によって会議を開催する。
 - 葉書着信枚数（総会出席者数と見做す） $\geq$ 会員総数 $\times 1/10$ で、書面による総会が成立する。
 - 葉書着信数の内、賛成票 $\geq$ 有効投票数（=賛成票+反対票） $\times 2/3$ で、議案可決となる。
 - 投票締切は1998年12月31日（当日消印有効）とする。
 - ◇総会実行委員会委員長：小枝 尚、同副委員長：佐藤鶴次郎・杉原健児。

——連絡先：TEL 03-3696-4110 FAX 03-3694-1314

◇なお、賛否投票者の氏名は公表されません。管理責任は総会実行委員会が負います。

生活者通信【12月号】目次

- | | | | |
|-------------------------|--------|--------------------|--------|
| 1頁「改革には政権交代が前提！！」 | 治田桂四郎 | 7頁「情報公開法成立を進める陳情書」 | 治田桂四郎 |
| 1頁「会名を“生活者主権の会”と変更する投票」 | | 7頁「会名変更の誌上論議を終えて」 | 杉原健児 |
| 2頁「第40回運営会議議事録」 | 杉原健児 | 8頁「今何故KANプロジェクトか！」 | 治田桂四郎 |
| 2頁「平成維新東京各種活動状況」 | 平成維新東京 | 8頁「会の名前に思う」 | 石黒広洲 |
| 4頁「新BT思考による戦略特別委員会」 | 大谷和夫 | 9頁「会名変更について」 | 足代 桂 |
| 6頁「会費徴収方法の変更について」 | 澤井正治 | 10頁「台湾海峡は大丈夫か？(5)」 | 板橋光紀 |
| 6頁「第1回情報公開特別委員会」 | 治田桂四郎 | 12頁「イベント・集会情報」 | 平成維新東京 |